

学校組織における被虐待児の発見・対応と社会化 をめぐる教師役割の再規定 (2)

— 学校・児童相談所・児童福祉施設による連携の実際を手がかりに —

蓮尾 直美*・鈴木 聡**・山川 将吾***

被虐待児の発見・対応をめぐる教育現場と地域との連携は、学校教師の役割にとって特殊な家族内で生じる心の問題への介入策ではなく、今日喫緊に求められる教育上の課題解決には欠かせない方途といえる。にもかかわらず、実際の地域連携場面では当事者間に様々の葛藤が惹き起こされ、今や課題点が露呈しているといわねばならない。そこで、本研究では、子供の社会化、すなわち一人前の社会人として子供たちを自立させるために広く深く方向づけるべく任務を負う学校や教師が、地域の関係機関、ここでは児童相談所および児童福祉施設との協働の実際に焦点づけ調査を試みた。この調査結果を手がかりに、学校教師の役割を吟味して、今日新たに必要とされる教師役割あるいは普遍的な教師役割について探索する。

ただし、本研究の理論前提となる分担領域、また「児童相談所から見た教育現場の姿」さらに「児童養護施設入所児の社会化をめぐる連携に関わる考察」については、紙幅の関係上、本学部研究紀要（平成24年3月刊行）****において執筆掲載されているので併せて参照されたい。

キーワード：教師役割の再規定、被虐待児の発見・対応、社会化、地域連携、組織的対応
児童相談所、児童養護施設

学級社会における被虐待児発見と組織対応に関する教師の役割葛藤とその再規定

まず、学校や教師による被虐待児への関心は、前稿における児童相談所長、鈴木氏による指摘⁽¹⁾にもあるように、確かに従前よりその度合いが高まったと感じられる。この点について、右記の表1. 質問紙調査の回収率と関連づけてみると、異なる解釈も成り立つ。

すなわち、調査対象の小・中学校教師のうち一般教員では4割強、また管理職ではその8割弱から調査票が回収されている。かかる回収率によって、学校や教師間にはその立場により、被虐待児への関心度に温度差が大きい傾向性を看取できよう。

ちなみに、中学校ではその地域性にもよるが、調査を実施した平成22年度末前後の条件下でも、小学校の場合より12ポイント以上高い46.5%を示した。

また、中学校管理職においては100.0%の回答を得ている事実から、他面で中学校の現状にみる困難性の度合いが、小学校よりも一層切実さを増してその関心度を強めていることをよく物語っているともいえよう。

表1. 質問紙 回収率 (小学校・中学校)

	職務	配布数	有効回収数	回収率
小学校	管理職	21	12	57.2%
	一般教員	517	177	34.2%
中学校	管理職	19	19	100.0%
	一般教員	520	242	46.5%
全 体	管理職	40	31	77.5%
	一般教員	1,037	419	40.4%

加えて、幼稚園と保育園から得られた調査票の回収率から⁽²⁾各園の関心度を見ると、総じて6割強の幼稚園教諭・保育士から回答が寄せられ、彼女たちは小・中学校の場合よりもさらに大きな関心を抱いていることがわかる。他方、管理職では幼稚園、保育園共に8割弱と小・中学校の場合を平均した数値とほぼ同程度の関心度であった。ただし、幼・保育園両者を比較すると、どちらかといえば幼稚園より保育園における方が関心度は高いといえる。この背景には、保育園では一般に経済的事情のため母親の就業を余儀なくされた家族の事例が多くみられることもあり、このような傾向を示すものと考えられる。

次に、児童相談所をはじめとする専門機関と教育現場との地域連携にみられる課題に焦点づけてみていく。そこで、まず学校や教師は「被虐待児への対応は専門機関に任せる」とする考えにどのように反応するかをみた調査結果⁽³⁾から、小学校では53.6%の教師がこれを支持し

* 三重大学教育学部学校教育講座

** 三重県児童相談センター中勢児童相談所 (長)

*** 本学大学院 教育学研究科修士課程2年

**** 本学部研究紀要第63巻359頁～369頁参照。

た。他方、中学校では62.8%が同様に回答するなど、小学校の場合より中学校の方が専門機関に任せるとするものの比率が10ポイント近く高い結果を示している。とりわけ、自由記述にみる学校教師は、児童相談所をはじめとする専門機関との連携を積極的に支持する傾向にあることが明らかとなった。

ところが、児相による見解では「学校の消極的な姿勢が感じられる場面は多い」とする前稿での指摘が注目される⁽⁴⁾。周知のとおり、法律上の義務規定である虐待の通告は、昨今では管理職研修や教員免許更新講習等⁽⁵⁾の試みもあり、多くの教育現場では一定程度の浸透をみせているとも考えられる。しかし、実際の地域連携では、学校種別や地域性等、環境条件による差異も手伝い協働面での温度差を指摘しなければならない。

そこで、次に教師の内面世界にミクロの視点から解釈的に接近すると、虐待家族を通告する前後の段階で、やや異なる課題点が浮き彫りとなった。

表2 地域連携上の課題⁽⁶⁾

①虐待通告に際し、保護者との信頼関係が壊れる
②家族内のことは、学校や教師の仕事の範囲を超える
③地域に学校の現状が理解されていないと感じる
④福祉関係機関による対応は学校とのズレを感じる
⑤児童相談所による対応が遅れる
⑥ケース会議後、施設入所児童等の様子が分からない
⑦ケース会議後、情報の共有が図りにくい
⑧特に連携上の課題は感じていない

すなわち、小・中学校の教師は学級内で被虐待児を発見して通告に至る前後、各々の段階で相異なる課題があると感じていることがわかる。まず、この傾向を学校種別でみると、虐待の通告以前に「保護者との信頼関係が壊れる」とする教師のうち、小学校では4割強、中学校の場合3割弱のものが同様に回答をしている。また、これを性別でみると、小学校の女性教師は男性教師よりも保護者との「信頼関係」をより強く意識する傾向がみられた。他方、中学校教師ではこの面の男女差を認めることはなかった。

教師間で次に高い支持率を示した「家庭内のことは、学校の仕事範囲を超える」とするものは、小学校教師で2割弱、中学校の場合2割5分であった。また、後者の中学校では学級担任の約3割が同様の回答を行っており、虐待問題を学校の仕事範囲とみなすか否かは学校組織上の担当分掌によっても差異を生じる結果となった。

そこで、連携の実際で児童相談所により挙げられた対教育現場との連携上の課題点⁽⁷⁾として、ここではとくに「③保護者との信頼関係が壊れることを理由にケースへの関与を避ける」ならびに「④家庭のことは関与出来ない／関与すべきでない、との主張でケース関与を避け

る」の2項目を取り上げて、以下考察を試みる。

「信頼関係が壊れる」に関わる自由記述の中で、教師たちによる役割遂行において生じる懸念は、たとえば「保護者との連携・協力を前提とする学校の立場では家庭に入っていくにくい」や「家族の考えや信頼にもとづいた教育活動を、どこで出来なくなるかを見極める難しさがある」などに象徴される。すなわち、学校教師にとって、「信頼関係が壊れる」ことは役割達成の「大きな障壁」と全般に受け止められる傾向にあることがわかる。

これと関連して、実は学校と同じく大切なものと認識されてきた「信頼関係」は、児童相談所にとって現在では「いざという場合には保護者との信頼関係よりも子どもの安全を選択する」大原則で貫かれているという。というのは、多くの失敗を重ねながらも、児相には場合によっては「毅然とした対応も辞さない介入型SW」という考え方を実地に移してきた歴史があるからである。その過程で「新たな信頼関係」を構築してきた永年の労苦に裏付けられているといえるからであろう⁽⁸⁾。

組織としての学校は、一般組織と共通の存在でもある。にもかかわらず、実際には「温室型」組織特性面が否めない学校では、その特殊性が従来当然視されてきた嫌いがある。このため、学校の教師は、多く願望や理想としての「信頼関係」を前提にした上で、あたかも実在しているかのように「信頼関係」が「壊れる」と表現するに至ったものと考えられる。

昨今では、三重県型「学校経営品質」概念が県内教育現場で浸透しつつある。地域社会の中にある学校としての存在理由を問いかけた時、「子供の最善の利益」こそ優先すべきことは、平成23年度三重県教育ビジョン⁽⁹⁾においてもめざす目的と掲げられている。保護者との関係づくりは、この「子供の最善の利益」のための前提であるとすれば、学校の教師は、児相や保護者との連携においても、まずは被虐待児の発見と通告に努めることこそは教師役割の最優先事項の一つであることは明らかと考えられよう。

ところが、すでに触れたように、通告前の課題として「家族内のことは学校や教師の仕事の範囲を超える」との教師による見解が次に多く見られた⁽¹⁰⁾と指摘されている。小中学校での差もほとんどないこの見解には、実は様々な主張が含まれており、「教師が家庭に入ることは出来ない」という最も多数を占める教育現場特有の、外部者からは理由の判然としない不文律が認められるという⁽¹¹⁾。

ところで、通告以後の課題のうち、最も多く中学校から出された「児相の対応が遅れる」との批判がある。実は、ここに一部学校や教師側の誤解があるといわれる。

教師による自由記述のうち、①法的な制約があり、児相はなかなか強制的な対応をとれない②児相に通告した

がすぐに対応してもらえなかった、という代表例2点についても、連携に際してネックとなる教育現場サイドの大いなる誤解があるという。

これら教師側の誤解は、世間一般と同様にメディア報道による影響も手伝い、通告後被虐待児とその家族には強制介入が即座に実現されると受け止められている点に基づくだろう。ところが、実際には厚労省の統計でも虐待を通告された子供のうち、施設入所は親の同意入所も含めて全被虐待相談件数の1割のみといわれる。⁽¹²⁾しかし、社会の風潮から「児相は即座に子どもを保護すべきだ」とか「親の対応を強制的に改めさせるべきだ」と学校や教師が児相に期待しても当然ともいえよう。他にも、子供の強制保護には親権制限を伴うため、一定の要件がある。その上、保護者への強制指導には現時点では制度すらない等、学校や教師からの正しい理解を得るためには、更なる研修機会を通して関係機関との率直な意見交換を経た上で相互理解を果たす必要性を窺わせるものといえる。

ところで、自由記述の内、最も多かった「家庭の状況把握が困難」や「児相批判」などに続き「通告すべき基準が分からない」がある。この回答カテゴリーにおける自由記述から、学級内の児童生徒に日々接する教師の内面世界の一端が認められる。すなわち、主に中軽度の虐待を想定していると考えられるこれらの回答における問題は、学校と児相間で「通告」の位置づけが異なる点が注目される。教育現場からすれば「通告」は、教師だけでは対応できない最後の手段として理解される傾向にある。

他方、児相側からみれば、通告は調査開始の端緒にすぎないという。この事実を学校や教師サイドが了解すれば、両者間の連携上の課題解決に向け多くの道筋が開かれるだろう。なぜなら、「意を決して」通告した学校からすれば、家庭での継続観察の判定が下された事例では「対応が学校に丸投げされた」と徒労感を抱く必要はなくなるからである。この結果、学校や教師は早期に被虐待児の疑いも含め発見し対応することが可能となる。ひいては、従来教師間の軋轢も生む可能性のあった課題や葛藤することの多い場面に直面する教師役割にとって、新たな判断基準を獲得することになり、教師役割のスムーズな再規定が可能となるだろう。

最後に注目すべきは、少数ながら小学校教師からの自由記述に多くみられた内容である。すなわち「学校全体の情報共有が課題」という自由記述には、教師役割の限界性と可能性に関わる組織的対応の重要性が認められる。小学校よりも中学校では、生徒指導上の困難性に鑑みて、従来から「チーム」で動く学年組織や分掌組織が機能してきた。これに対し、小学校の場合、特段の困難を抱える学校⁽¹³⁾ではない限り、学級担任制が一般的であり、

学級内の被虐待児発見から通告に至る過程で教師間や管理職との関係での共通見解や意思統一が組織化され即座の対応になりにくいと考えられる。この記述内容は、この間の学校段階による異なる条件下での問題の指摘といえる。

以上のことから、教育現場と福祉関係機関との間には明らかに認識のズレが存在し、双方は未だ共通基盤に立っていない可能性が指摘されている。教育現場における課題を解決するために地域連携は、かなり以前から重要視されてきた。にもかかわらず、実は不信感が双方に積みあがっている可能性があるという。これらの不信感を解消する一つの手立ては、児相をはじめとする児童福祉の各機関と教育現場との役割場面で既に触れた「子供の最善の利益」を判断基準とする、率直な意見交換が肝要と考えられる。

児童虐待の概念が昨今広がり、世間の認知が進むに伴い、今後も被虐待児の増加傾向は続くものといわねばならない。このことは、地域の様々な関係機関が全体の課題として協働する際に、実際にはそれぞれの機関が一層行為の主体として自らの役割を再規定し相互理解を深めていく地域社会の有機的なシステムづくりが今後強く求められることが浮き彫りになったものと考えられる⁽¹⁴⁾。

次に本稿で取り上げようとする課題は、教育現場において授業崩壊や学級崩壊の生じる背景因について、従来被虐待児が含まれるとする仮説は、管見する限り、きわめて僅少であったといわねばならない。そこで、学級社会の最前線に立つ教師の見地からこの仮説を検証することとした。その結果、表3.の通りとなった。

すなわち、小・中学校教師による自由記述を基に賛否の見解を整理すると、小学校教師では8割を越えるものが、また中学校の場合、ほぼ9割のものが、学級崩壊と被虐待児の関連性について支持している。

表3 学級崩壊と被虐待児との関連性への見解
：小・中学校の場合

見 解	小学校		中学校		計	
賛 成	49	84.5	117	88.0	166	86.9
反 対	5	8.6	10	7.5	15	7.9
経験無	3	5.2	4	3.0	7	3.7
その他	1	1.7	2	1.5	3	1.6
合 計	58	100.0	133	100.0	191	100.0

N.A.を除く。

これに対し、保・幼稚園において同様に関連性を認めるものは、表4から保育園では6割5分、幼稚園の場合半数に満たないものがこの仮説を支持していることがわかった。

表 4. 学級崩壊と被虐待児との関連に対する見解
：保・幼稚園の場合

見 解	保育園		幼稚園		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
賛 成	73	65.2	13	48.2	86	61.9
反 対	26	23.2	6	22.2	32	23.0
経験無	8	7.1	4	14.8	12	8.6
その他	5	4.5	4	14.8	9	6.5
合 計	112	100.0	27	100.0	139	100.0

N.A.を除く。

このような学校種別ないし教育段階による支持率の変異は、総じていえばその段階が上昇するに伴い支持率が上昇する傾向が窺える。ただし、幼稚園・保育園の場合、小・中学校よりも、むしろ反対とするものが2割を超える点は注目される。

この点については、幼児教育の場で通常「学級社会」との用語法は用いられず、多くの保育者にとって、担当クラスにおける乳幼児の行動状況という発想が慣例の用語法だったとも考えられる。

そこで、小・中学校の学級での児童生徒の動きをその最前線で目にする教師に加え幼稚園と保育園保育士による自由記述を傍証として一部抜粋しつつ学級崩壊やクラス崩壊との関連性に関わる教師の見解を以下に提示する。

小学校・中学校教師による自由記述

<賛成>

- ①ネグレクトの疑いある児童の保護者もその子を育てることを放棄している例もあり、学校側が何を言っても通じないこともある。この様な子は当然、学級でも落ち着かず、周りの児童への影響を及ぼすこともある。(5.)
- ②宿題・持ち物が間に合わない場合が多く、学級共通の規律を示しにくい。「あの子だけ許される」となると×であり、全体への指導を曖昧にすることも×となる)被虐待の疑い：臭い等から嫌遠されやすいリスクがある。また「いじめ」などのリスクが学級運営全体に影響を及ぼすことがある。(14.)
- ③担任だけの対応ではなく全職員で見守る体制を整える。そのために必要な人員確保はなくてはならない。行政は、教育に対してもっと予算をつけるべき。(71)

<反対>

- ①学級崩壊の原因が被虐待の子に始まっているというのはおかしいと思う。学級がそのような大きな要因が別にいくつかある。しっかりした学級指導をしていれば虐待はその個人の問題であり、学級に及ぼす影響はない。学級に問題があるとき、何でもその子を要因とするのは、全く失礼な話である。(83.) (注 下線部筆者による。以下、同様。)

- ②断定してしまうことがまず問題だと思います。愛情や正義(正しいことは正しい、間違いは間違いと言う毅然とした態度が必要)を持って示す。(114.)

幼稚園教諭・保育園保育士による自由記述

<賛成>

- ①小さい時に親から愛情をしっかりと伝えてもらえなかった子どもは、心の発達が十分ではない。そのため、いろいろな問題(きれる、すぐ手が出る、相手の気持ちがわからないなど)が起こってくる。(8.)
- ②家で安心して受け入れられていない事、理不尽に辛い・痛い思いをした事、話を聞いてもらえない事などが人を信用できなくなり、人の話を聞かない・人に迷惑をかけてもよい・傷つけてもよいという行為や考えになってしまうと思う。反対に、過保護・利己的な甘やかしも原因になる。(25.)

<反対>

- ①その様な場合もあるかもしれないが、「崩壊の切っ掛けとなった園児」の困った行動は、虐待によるものだけでなく、他に原因があると思われることが多い為。(10.)
- ②全体と個々では課題を一緒にはできないと思う。虐待は個々の問題が多いと思うから。(19.)

総括

以上のように、本研究で設定した学級崩壊やクラス崩壊と被虐待児行動との相関に関わる仮説は概ね証明されたと思われる。今後は、この内容をミクロとマクロの両面から、被虐待児と学級崩壊事象との関連性に関わる教師間見解の相違の要目について、学校種別や性別等、教師の置かれた状況と関連づけより多面的・質的側面から精査することが求められる。

本研究では、学校・学級内の児童生徒による「問題」行動と保護者による理不尽な処遇とを直かに関連づける分析が従来稀少であった領域に正面から接近して考察の対象とした。学校組織における教師役割は、学級社会を中心としながらも教師集団や対外的な地域関係機関や保護者から受ける多様な役割期待や相異なる判断基準に直面し葛藤しつつも、自らの役割を組織内に正しく位置づけ再規定せざるを得ない厳しい状況であることが具体的に明らかとなった。

[附記] 本稿、当初予定していた3名による執筆を断念した。それは教師に関する調査結果を可能な限り提示するためには異例の分割執筆という措置を執らざるを得なかったからである。今回の調査では年度末や学期開始の繁忙な最中、ご協力を頂きました保・幼・小・中・高・

特支の各園・学校の皆様、また側面から献身的に助力頂きました地域関係期間の皆様、この場を借りて厚く感謝申し上げます。

<注>

- (1) 三重大学教育学部研究紀要第 63 巻 362～363 頁。
 (2) 表 2. 回収率（幼稚園・保育園）

	職 務	配布数	回収数	回収率
幼稚園	管理職	32	18	56.3%
	一般教員	129	54	41.9%
保育園	管理職	64	57	89.1%
	一般教員	360	251	69.7%
全体	管理職	96	75	78.1%
	一般教員	489	305	62.4%

- (3) 前掲学部研究紀要 363 頁の図 4～5。
 (4) 同上学部研究紀要 363 頁の図 6。
 (5) 平成 21 年度および 23 年度の三重大学開催の教員免許更新講習、またそれ以前の 20 年度以降大学院授業でも、現職教員を対象に児童相談所長鈴木氏との協働講義を試みてきた経緯がある。
 (6) 前掲学部研究紀要 364 頁表 6 参照。
 (7) 表 5. 児相から見た学校による虐待対応の課題点（学部研究紀要 362 頁）

①見守りケースの状況悪化にもかかわらず、連絡が来ない
②児相に対して、まだ学校で出来る事があるのに強制介入を求めてくる
③保護者との信頼関係が壊れる事を理由にケースへの関与を避ける
④家庭の事には関与できない／するべきではない、との主張でケース関与を避ける

- (8) 前掲学部研究紀要 363 頁。
 (9) 三重県教育委員会編「三重県教育ビジョン～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～」平成 22 年 12 月刊。平成 23 年度～27 年度は、第 2 期目 10 年間を見通した教育計画。このうち半期毎に見直しを試みる三重県教育施策の柱ともいえる。
 (10) 表 7 及び表 8 参照。（学部研究紀要 364 頁）
 (11) この点は、行政がかつて民事不介入原則を理由に家庭への介入を避けていた時代があったといわれ、この家族への不介入を旨とするわが国文化の観点から、当研究室（49 期）専攻学生（寺地由佳子）による平成 12 年度調査結果に基づく卒業研究がある。
 (12) 平成 21 年度福祉行政報告例（厚労省）報告 表 45
 (13) 小学校においても、平成 23 年 9 月に実施した管理職対象の聴き取り調査で、生徒指導困難校ではチームによる組織的対応が試みられている事例が示された。
 (14) 学部研究紀要 365 頁